

し上げます。

本委員会は、議会日程に従い、去る12月13日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第89号 長井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により、障害者自立支援法や地方公務員災害補償法の一部が改正されたことに伴い、関係規定の整備を図るためのものであるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、議案第89号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第89号 長井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

日程第1、議案第89号 長井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

## 文教常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

高橋孝夫委員長。

(高橋孝夫文教常任委員長登壇)

○高橋孝夫文教常任委員長 おはようございます。

平成23年第7回市議会定例会において文教常任委員会に付託されました議案2件について、審査しました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月14日に開催し、委員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査いたしました。

それでは、議案第87号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間、株式会社デーシーエスを指定管理者に指定し、長井市立図書館の管理を行わせるため提案されたものです。

審査に際し、文化生涯学習課長からは、募集から指定管理者候補選定委員会での審査を経て決定に至るまでの経過について説明を受けました。

質疑に入り、委員からは、デーシーエスから提出された収支予算書では、人件費が3年間変わらないことになっている。3年間給与が上がらないということは通常考えられない。図書館などの営利事業が行えないところの指定管理者は委託料以外の収入が見込めない。だからこそ雇用されている人の給与、待遇について配慮す

るよう、行政として受託業者に指導すべきではないかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、会社の給与規程については公表しないということで、具体的な給料表や処遇については確認できていない。会社の規定に基づいて給与の支払いをしているという説明は受けているので、毎年の見直しや昇給は当然あるものと考えているとの答弁を受け、さらに教育長からは、働く人の賃金が安いというのは問題なので、指定管理の委託料を積算する場合は、周りの状況やいろいろな条件を加味しながら慎重に検討していきたいとの答弁を受けました。

また、委員からは、会社の給与規程や給料表の公表を求める考えはあるかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、給料表の提出については今回もお願いをしている。今後指定管理の条件にしてまで公開を求めるかについてはまだ検討していない。なお、人件費についての見直しの相談があった場合は、それなりの根拠を示していただいで検討することになるとの答弁を受け、教育長からは、今までの人件費の積算は市の定時補助職員の賃金が基準となっていたが、今後はある程度のルールづくりについて、市全体で検討していく必要があると考えるとの答弁を受けました。

また、委員からは、図書館については、運営について非常に頑張っていただいで、賞もいただいでいる。これからの指定管理者の意欲につなげるためにも、評価の対価として何か考えられないかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、成果が上がったところに対しての評価として、委託料に加算するという事は難しいと考えるとの答弁を受けました。

さらに、委員からは、指定管理者は決められた委託料で1年間やっていくということだが、燃料費の高騰や税の改正などあった場合はどうなるのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、委託料は固定とされており、公租公課

も見込んで積算している。燃料費の大幅な値上がりなどがあった場合は何らかの対応は必要と考えるとの答弁を受けました。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第90号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市勤労者テニスコートを長井市テニスコートに改め、所管を教育委員会とし、体育施設として管理するに当たり、所要の改正を行うため提案されたものです。

質疑に入り、委員からは、長井市都市公園条例に規定されているテニスコートの照明使用料との整合性はどうなっているかとの質疑がなされ、生涯スポーツ課長からは、長井市都市公園条例中のテニスコートの照明使用料は400円であるが、近隣のテニスコートも1時間500円と設定されていることから、今までの設定と同じ1時間500円としたとの答弁を受けました。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で文教常任委員会に付託になりました案件の審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第2、議案第87号 指定管理者の指定について及び日程第3、議案第90号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第2、議案第87号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第87号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第90号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

## 厚生常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

大道寺 信委員長。

(大道寺 信厚生常任委員長登壇)

○大道寺 信厚生常任委員長 おはようございます。

平成23年第7回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月15日に開催し、委員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査いたしました。

それでは、議案第88号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、長井市伊佐沢児童セン

ターの管理を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、9月の段階で伊佐沢児童センターの職員構成について、正規職員4名、臨時職員2名というのは体制的におかしいのではないか、なぜ正規の職員で対応できないのかという話をさせていただいた。社会福祉協議会で来年度保育士の採用を予定しているようだが、その結果、正規の職員がふえることになるのかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、社会福祉協議会からは平成24年度に2名の保育士の採用を予定しているとの報告をいただいているが、伊佐沢児童センターの職員構成については、9月の段階で申し上げた正規職員4名と臨時職員2名であり、今のところ変更は考えていないとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、24年度のスタート時点で、社会福祉協議会が抱えている正規職員と臨時職員の保育士の職員構成はどうなるのかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、おおむね35から36名の保育士のうち、約半数が臨時職員で保育園が運営されると思われる。指定管理者制度を導入した致芳児童センターについては、正規職員6名、臨時職員4名という体制でお願いしているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、指定管理者導入に当たり、主として言われてきたことは、きちっとした待遇の職員を採用する団体があるから大丈夫だということだったはずである。しかし、現状は、市直営当時の児童センターや保育園とほぼ変わらない状態になっている。これは約束が違うのではないかと質疑がなされ、子育て支援課長からは、市からは、正規職員による責任ある体制で運営していただきたいということを申し上げているが、経営にかかわる面もあるので、直接的に強制力を持った形でのお願いが可能なのか検討したいとの答弁を受けたところであり

+